



子ども(少年)を守る



子ども(少年)をねらう不審者・
犯罪者は道路や公園などだけでな
く、インターネットの世界からも
近づこうとします。地域と保護者
がしっかりと連携して子どもを守
りつつ、子どもが自らを守る力を
育てましょう。



1 不審（犯罪）者から守る

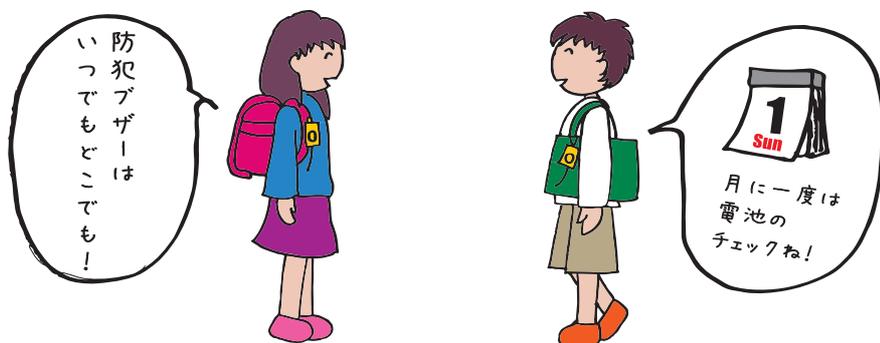
子どもが不審者から声をかけられたり、暴行などの被害に最も遭いやすい状況は

- ・ 午後 3 時～午後 5 時の間
 - ・ 道路上、共同住宅、公園など
 - ・ 子どもが一人にいる時
- です。

（大阪府警察：平成 29 年中における子どもに対する暴行等の主な犯罪及びび声かけ等事案の認知状況より）

① 防犯ブザー（防犯笛）を持たせましょう

- ・ 防犯ブザー（防犯笛）は、「見えやすい」「すぐ使える」場所につけることで、不審者を遠ざけます。
- ・ ランドセルにつけるだけでなく、遊びに行くときや、塾や習い事に行くときも持たせましょう。
- ・ 防犯ブザーは、月に 1 度は自宅で鳴らすなどして電池をチェックしましょう。



② 5つの約束を教え、守らせましょう

「5つの約束」

- 1 一人で遊びません
- 2 知らない人について行きません
- 3 連れていかれそうになったら、大声で知らせます
- 4 「どこであそぶ」「いつかえる」をお家の人に言ってから出かけます
- 5 どもだちがつれていかれそうになったら、すぐに、大人の人に知らせます

③ 「こども 110 番の家」を確認しましょう

「こども 110 番の家」は、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、子どもたちを保護し、110 番通報していただく協力家庭等（店・事業所を含む）です。

協力家庭等には、玄関や店舗入口などの見えやすい場所に右のキャラクターの旗やステッカーを掲示していただいていますので、子どもと一緒に通学路や近所のこども 110 番の家を確認しておきましょう。

※ 市により独自のデザインの旗等を使用している場合もあります

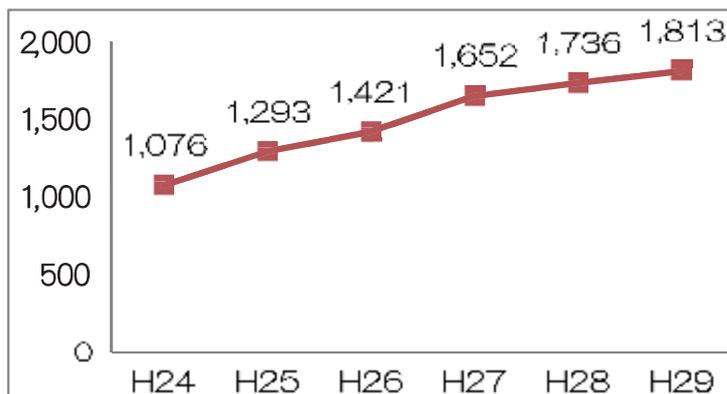
※ 事業者の業務用車両にこども 110 番のステッカー貼った、「動くこども 110 番」もあります。



2 スマートフォン・携帯電話を介した有害情報から守る

青少年のスマートフォン等の所有・利用の増加に伴い、コミュニティサイトや SNS に起因する事犯の被害児童数は年々増加傾向にあります。

コミュニティサイト（SNS）等に起因する事犯の被害児童数の推移（人）



① フィルタリングを必ず利用しましょう

インターネット上にはアダルトサイト、架空請求等の青少年にとって有害な情報が氾濫しており、これら青少年にとって有害な情報の閲覧を制限したり有害なアプリの起動を制限する等の機能のことをフィルタリングといいます。

スマートフォンの場合は

- ① 携帯電話回線による接続
- ② 無線LAN回線による接続
- ③ アプリによる接続

の3つのフィルタリングが必要です。

※ フィルタリングの設定など、詳しくは携帯電話販売店にお尋ねください

② 子ども達と一緒にルールを作りましょう

犯罪やトラブルから子どもを守るために、フィルタリングの利用とともに、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、子どもにインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭・学校のルールを作ることが大切です。

チェックしてみましょう！「あなたの家のスマホのルール」

- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する
- 個人を特定される情報を書き込まない
- 知らない人と電話やメール、メッセージの交換はしない
- 他人のID・パスワードを勝手に使わない
- 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない
- 利用料金や利用時間を決める
- 困ったことがあれば、必ずすぐに保護者に相談する
- ルールを守れなかった時のルールを決める

<参考>文部科学省：「子供のための情報モラル育成プロジェクト」

～考えよう 家族みんなで スマホのルール～

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jouhoumoral/index.htm

③ 困った時には相談しましょう

子どもの異変やSOSに気付いたら、警察や相談機関に相談しましょう。

<インターネットトラブルの相談と対処方法について>

府警本部のサイト (<http://www.police.pref.osaka.jp/>)に行き、

サイト左欄の相談窓口 ⇒ 各種相談窓口 ⇒ サイバー犯罪相談 の順でクリックしてください

※緊急を要するものにつきましては、110番または最寄りの警察署に通報をお願いします。

3 非行・犯罪被害から守る

① 少年非行防止活動ネットワーク（少年補導センター）の活動

大阪の少年非行認知件数は、年々減少していますが、再非行者率は全国平均よりも高く、厳しい状況です。大阪府では、「地域の子どもは地域で育てる」をモットーに、地域の青少年健全育成団体、自治会、PTA、市町村職員、教員等が協力し、警察と連携して少年非行の未然防止等に取り組む少年非行防止活動ネットワーク活動を推進しています。中でも、少年への声かけ活動については、大人が少年たち一人ひとりを温かく見守りながら、励ましたり、注意や助言をすることにより、少年に「見守られている緊張感と安心感、地域との一体感」を与えることができる健全育成活動のひとつですので、ぜひこの活動にご協力をお願いいたします。

② 少年サポートセンター

少年サポートセンターは、大阪府、大阪府警察本部及び大阪府教育庁の三者による連携のもと、非行防止活動のキーステーションとして非行未然防止を目的とした助言、指導や学習支援、クラブ、スポーツ、調理など立ち直り支援活動（育成支援室）を行う他、少年非行問題について相談（少年育成室）にも応じています。

【大阪府内の少年サポートセンター（10ヶ所）】

中央少年サポートセンター				豊中少年サポートセンター			
〒543-0061 大阪市天王寺区伶人町2-7 大阪府夕陽丘庁舎 4階	育成支援室	06-6772-6662	大阪市 都島区 中央区の一部(旧東区) 旭区 天王寺区 東成区 阿倍野区 城東区 生野区 東住吉区 鶴見区 平野区	〒561-0858 豊中市服部西町4-13-1 豊中市立青年の家 「いぶぎ」1階	育成支援室	06-6863-0099	豊中市 池田市 箕面市 豊能郡
	少年育成室	06-6772-4000			少年育成室	06-6866-3000	
梅田少年サポートセンター				枚方少年サポートセンター			
〒530-0053 大阪市北区末広町3-21 扇町センタービル6階 605号室	育成支援室	06-6311-0660	大阪市 北区 福島区 此花区 西淀川区 東淀川区 淀川区	〒573-0027 枚方市大垣内町2-15-1 北河内府民センター4階	育成支援室	072-843-1999	守口市 枚方市 大東市 寝屋川市 門真市 交野市 四条畷市
	少年育成室	06-6362-2225			少年育成室	072-843-2000	
難波少年サポートセンター				富田林少年サポートセンター			
〒542-0083 大阪市中央区東心斎橋 2-1-3 日垂ビル2階	育成支援室	06-6211-0141	大阪市 西区 港区 大正区 中央区の一部(旧南区) 浪速区 住吉区 西成区 住之江区	〒584-0031 富田林市寿町2-6-1 南河内府民センタービル2階	育成支援室	0721-24-5510	富田林市 河内長野市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 南河内郡
	少年育成室	06-6211-3400			少年育成室	0721-25-4922	
八尾少年サポートセンター				岸和田少年サポートセンター			
〒581-0005 八尾市庄内町2丁目1-36 中河内府民センタービル4階	育成支援室	072-992-3301	八尾市 柏原市 東大阪市	〒596-0076 岸和田市野田町3-13-2 泉南府民センタービル4階	育成支援室	072-438-7735	岸和田市 貝塚市 泉南市 泉佐野市 阪南市 泉南郡
	少年育成室	072-992-3256			少年育成室	072-423-2486	
堺少年サポートセンター				茨木少年サポートセンター			
〒593-8324 堺市西区鳳東町4丁390-1 泉北府民センタービル3階	育成支援室	072-274-2152	堺市 泉大津市 和泉市 高石市 泉北郡	〒567-0034 茨木市中穂積1-3-43 三島府民センタービル4階	育成支援室	072-621-4114	吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 三島郡
	少年育成室	072-274-2355			少年育成室	072-625-6677	

知っていますか？夜間に青少年を外出させない保護者の努力義務

大阪府青少年健全育成条例では、保護者に青少年の夜間外出への関心を促し、青少年を非行行為や犯罪被害から守るために、青少年を夜間に外出させない努力義務を定めています。保護者は、通勤・通学その他正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないように努めなければなりません。

対象となる青少年の区分	外出させてはならない時間帯
・ 16歳未満の者	午後8時～翌日の午前4時
・ 16歳以上18歳未満の者	午後11時～翌日の午前4時

4 虐待から守る

「周囲の気づき」が虐待を受けている子どもを救う重要な手掛かりとなります。地域の子どもや保護者のサインを見つけたり、子育てに悩む保護者を見つけたりすれば、迷わず児童相談所へ連絡しましょう。

地域の子どもや保護者がこんなサインを出していませんか？	
子 ども	保 護 者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不自然な傷や打撲の跡がある ・ 衣類やからだがいっぱい汚れている ・ 落ち着きがなく乱暴である ・ 表情が乏しい、活気がない ・ 夜遅くまで一人で家の外にいる ・ いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域などと交流が少なく孤立している ・ 小さい子どもを家においたまま外出している ・ 子育てに関して拒否的、無関心である ・ 子どものけがについて不自然な説明をする

児童相談所全国共通3桁ダイヤル「189」（いちはやく）

平成27年7月より、児童相談所全国共通ダイヤルが「189」（いちはやく）という3桁の番号になりました。

- ・ お住まいの地域の児童相談所につながります
- ・ 連絡は匿名で行うことも可能で、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます
- ・ 24時間365日対応
- ※ 通話料がかかります
- ※ 一部のIP電話からはつながりません

